## (2) 環境関係附属機関、協議会等

## 資料1-2 環境関係附属機関等

h ~1	設 置 法 令	ar	-tz	<b>7.19</b>	/.dat-	f.11a	<b>-1•</b>
名 称	(設置年月日)	所 掌		組	織	備	考
環境審議会	環境基本法第43条第 1 (H 6. 8. 1)	環境の保全に的事項を調査と。	を審議するこ	副会長 3	1 人 2 人 30人以内 副会長) 告干名		
公害事前審査会	三重県公害事前審査会 条例第1条 (S47.7.7)	は増設に伴うに関する技術をすること。	う公害の防止 所的事項を審	委員 1 (含会長) 幹事 **	<b></b>		
環境影響評価委員会	三重県環境影響評価条 例第50条第1項 (H10.12.24)	的事項に関す (2)環境影書に意見を述べ (3)事後のいこと。	- る響のこと。 響つる報意 ではいこと書を ではいるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	委員 2 (含会長) 幹事 2	1 人 20人以内 告干名		
公害審査会	三重県公害審査会条例 第2条 (S45.11.1)		し、調停及び 公害紛争処理	委員 1	1人		
自然環境保全審議会	三重県自然環境保全条 例第38条 (H15. 3. 17))	例、三重県立の例の別の選問を表す。 (番集) ( では、	左自然公園条 自然公園の は は は は は は は は は は は に は は に は に は に は に は に は に に は に に に に に に に に に に に に に	副会長 委員 3 (含会長、	1 人 1 人 30人以内 副会長)		
森林審議会	森林法第68条 (S26.10.30)	森林法又は代定により、そ 定により、そ せられた事り ほか、この 関する	その権限に属 頁を処理する 法律の施行に 事項について	委員 1	1 人		